

スクールソーシャルワーカーの 効果的な活用のために



平成28年4月

島根県教育委員会

スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために

目次

- 第1章 教育と福祉の連携
 - 1 問題の背景をみる
 - 2 社会福祉の視点に学ぶ
- 第2章 スクールソーシャルワーカーとは
 - 1 スクールソーシャルワーカーの役割
 - 2 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのアプローチの違い
- 第3章 ケース会議とは
 - 1 子どもを支援するための会議「ケース会議」
 - 2 ケース会議のメリット
 - 3 ケース会議のパターン
 - 4 ケース会議とコーディネーター
- 第4章 ケース会議の進め方
 - 1 ケース会議の実践
 - 準備段階の会議
 - ケース会議（初回）
 - ケース会議（継続）
- 第5章 スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために
 - 1 効果的な支援体制（例として）
 - 2 連携できる「社会資源」
- 第6章 スクールソーシャルワーカーの支援状況

参考・引用文献

第1章 教育と福祉の連携

1 問題の背景をみる

学校現場において、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな問題であります。児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。

また、近年は、社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化していることや、事件・事故、災害等の被害者である児童生徒や保護者のケア、貧困家庭の相談窓口などの対応も求められるなど、学校における対応は多岐にわたっており、福祉や警察などの関係機関と連携しながら行っていくことが、ますます重要となってきました。

さらに、教員の多忙化という実態も踏まえ、教員以外の専門スタッフとしてスクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」の構築が求められています。

学校が抱える児童生徒に関する課題等

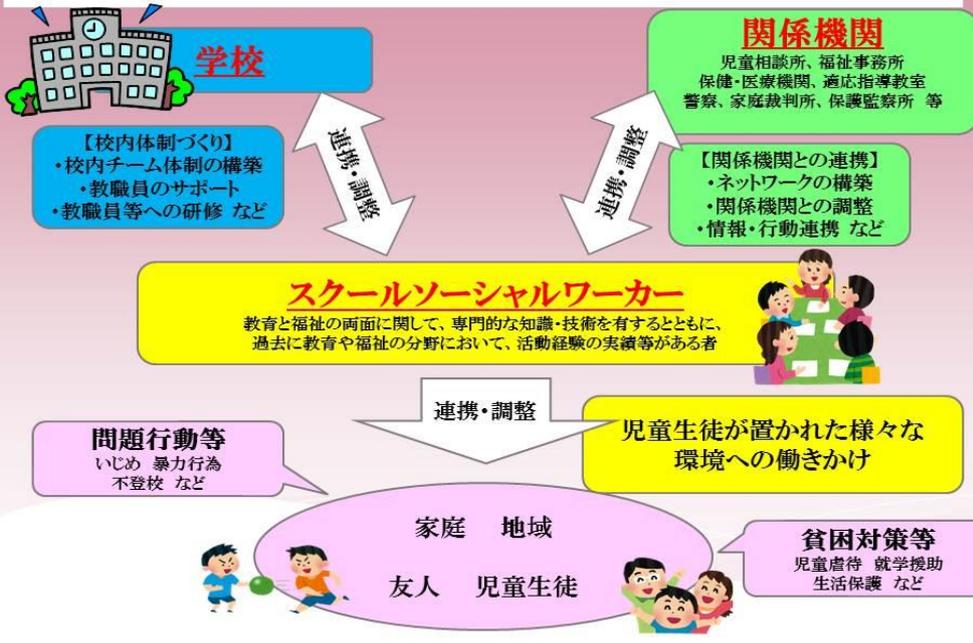
- ・ 問題行動
- ・ 非行
- ・ 不登校
- ・ 貧困家庭
- ・ いじめ
- ・ 外国籍児童生徒
- ・ 児童虐待
- ・ 低学力
- ・ 発達障がい
- ・ DV
- ・ 保護者対応

学校を取り巻く地域の変化

保護者の学校への意識の変化
 貧困家庭、一人親
 共働き家庭の増加
 外国籍児童生徒の増加 等

- ・ 家庭訪問をしても、全く会えない。
- ・ 時々登校、理由がわからない。
- ・ 親が登校させない。
- ・ 怪我が多い、遅刻が多い、暴言を吐く。
- ・ 朝食を食べてこないことが多く、登校しても元気がない。
- ・ 教室から出て行ってしまう。
- ・ 家庭の養育力に課題がある。

スクールソーシャルワーカー活用事業



2 社会福祉の視点に学ぶ

社会福祉の視点とは、表面化している課題にだけ目を向けるのではなく、「その課題には、人間関係をベースとした社会的関係、心理的關係、成育歴、身体的存在等の様々な背景がある」ととらえ、そうした背景全体からの課題の解決、よりよい環境との適応を図っていく視点のことを言います。

「木を見て森を見ず」ではなく、いろいろな情報をもとに「木（子ども）を見て、森全体（生活全体）も見る」視点といえます。

福祉の手法 ～基本的な流れ～

問題行動等（課題）の背景を明らかにしたうえで、学校や関係機関が積極的に連携し、環境を改善するための取組をしていくこと。

- 情報の集約
- 問題の背景の見とり（アセスメント）
- 長期・短期目標の設定
- プランニング
- プランの実践（チームアプローチ）
- モニタリング（プランの評価と修正実践、継続観察）

学校に求められること

- 資料・記録の整理、蓄積と引継ぎ
- 校務分掌組織の縦割り、学年部の縦割りを解消し、情報を集約すること
- 学校外からの情報（保護者への聞き取りも含む）を集約すること、
- 各学校にケース会議のコーディネーターを養成すること
（すべての教員が、コーディネートする力を身につける）

【スクールソーシャルワークの視点・方法】

- ① 第一に児童生徒との関係性である。これまでは、「無力あるいは非力な子どもを大人が指導、教育する」という視点で対応の枠組みが組み立てられてきた。だが、スクールソーシャルワークでは、職業的価値観である「人間尊重の理念」のもとに、「問題解決は、児童生徒、あるいは保護者、学校関係者との協働によってはかられる」と考える。スクールソーシャルワーカーは、問題解決を代行する者ではなく、児童生徒の可能性を引き出し、自らの力によって解決できるような条件作りに参加するというスタンスをとる。
- ② 第二に、問題を個人の病理としてとらえるのではなく、人から社会システム、さらには自然までも含む「環境との不適合状態」としてとらえる。ゆえに、対応としては、「個人が不適合状態に対処できるよう力量を高めるように支援する」、あるいは「環境が個人のニーズに応えることができるように調整する」という、「個人と環境の双方に働きかける」という特徴を有する。

第2章 スクールソーシャルワーカーとは

1 スクールソーシャルワーカーの役割

(1) スクールソーシャルワーカーは何をする人か？

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけを行います。
- ② 学校と関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整を行います。
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援を行います。
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供を行います。
- ⑤ 教職員等への研修活動を行います。

例えば、長期欠席及び不登校児童生徒の例で考えてみると、その問題の背景には、友人関係、学力、部活動、発達障がい、家庭環境、虐待、いじめ、非行、心因、さらには家族一人一人が抱える個別の課題等が複雑に絡み合っている場合が見られます。

このような課題の解決に向けては、学校が積極的に学校外の機関とも連携し、環境を改善するための取組をしていくことが必要となってきます。そうした場面で有効に活用したいのがスクールソーシャルワーカーなのです。

特に学校にとって最も対応が難しいケースが、「課題を抱えて、その解決を図らなければならない状況」にあるにもかかわらず、「保護者や本人に問題意識がない」場合です。このようなケースも含め、様々なケースにスクールソーシャルワーカーがコーディネーターやアドバイザーとなり、教職員や関係機関の情報のもとに一緒になって、解決の糸口を探る援助を行うのがスクールソーシャルワーカーの役割なのです。

スクールソーシャルワーカーの支援として

【直接支援】 児童生徒・家庭への直接的なかかわり

- 児童生徒・保護者面談（家庭訪問を含む）
- 児童生徒や保護者のためのグループワーク

【間接支援】 学校や先生を通じてのサポート

- ケースの情報収集、アセスメント、プランニング
- 教員へのコンサルテーション
- 校内ケース会議の開催・参加
- 機関連携ケース会議への参加
- 要保護児童対策地域協議会会議への出席
- 関係機関についての情報提供、連携
- 教職員研修
- ケース記録用紙フォーマットの作成

(2) どんな時にスクールソーシャルワーカーを活用するか？

場面	困っている状況	スクールソーシャルワーカーの役割
ケース会議	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の状況について学校には困り感があるが、保護者には困り感がない。 校内で話し合っているが、なかなか状況が改善しない。 	スクールソーシャルワーカーが保護者や外部機関との連携方法をアドバイスします。スクールソーシャルワーカーと一緒に再アセスメントをすると効果的です。
	<ul style="list-style-type: none"> 気になる児童生徒がいるので、ケース会議を開いてみたいが、ケース会議の進め方が今ひとつわからない。 外部機関を招いてのケース会議なので、コーディネーターに自信がない。 	何事も経験を積むことが大切です。まずはスクールソーシャルワーカーがコーディネーターとしてお手伝いします。
	<ul style="list-style-type: none"> 事案の背景や状況を的確にアセスメントしたい。また、何をどうプランニングしたらよいかわからない。 	スクールソーシャルワーカーがアセスメントやプランニングの視点を紹介します。
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の状況や地域とのかかわり、保育所の頃の様子が知りたい。 	スクールソーシャルワーカーが学校と関係機関をつなぐお手伝いをします。
研修会	<ul style="list-style-type: none"> ケース会議の進め方や事案のアセスメントを体験的に学びたい。 問題が解決した実践事例を学びたい。 関係機関との連携について学びたい。 	スクールソーシャルワーカーが実際の事案、または模擬事案を使ったケース研修会等のお手伝いをします。
打ち合わせ	<ul style="list-style-type: none"> もっとケース会議を充実させたい。 もっと研修会を充実させたい。 	事前・事後の打ち合わせを行い、スクールソーシャルワーカーと課題を共有すると効果的です。
事案相談	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に困り感があるようだが、なかなか本音が聞けない。 保護者と学校の意見が食い違っている。保護者の理解が得られない。 	スクールソーシャルワーカーと一緒に保護者面談を試みましょう。情報整理が進み、解決の糸口が見えてきます。

※スクールソーシャルワーカーの活動においては、教職員や学校組織が教育の力を十二分に発揮できるよう支援することを目的としています。スクールソーシャルワーカーが職場の主人公であったり、ヒーロー・ヒロインであったりしてはいけません。教職員に代わって仕事を頑張るのではなく、できる限り「黒子に徹する」ことがスクールソーシャルワーカーの役割なのです。

(3) スクールソーシャルワーカーの派遣を要請するときはどうすればいいか。

スクールソーシャルワーカーの相談の流れ

【公立小中学校】**校長** → **市町村教育委員会担当課**

※詳しくは、各市町村担当者へ確認してください。

【県立学校】**校長** → **島根県教育庁 教育指導課 子ども安全支援室**

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 0852-22-6064・6065

※まず、電話にてご相談ください。協議を行い、派遣の可否を決定します。

※その後、申請様式に基づいて、要請してください。

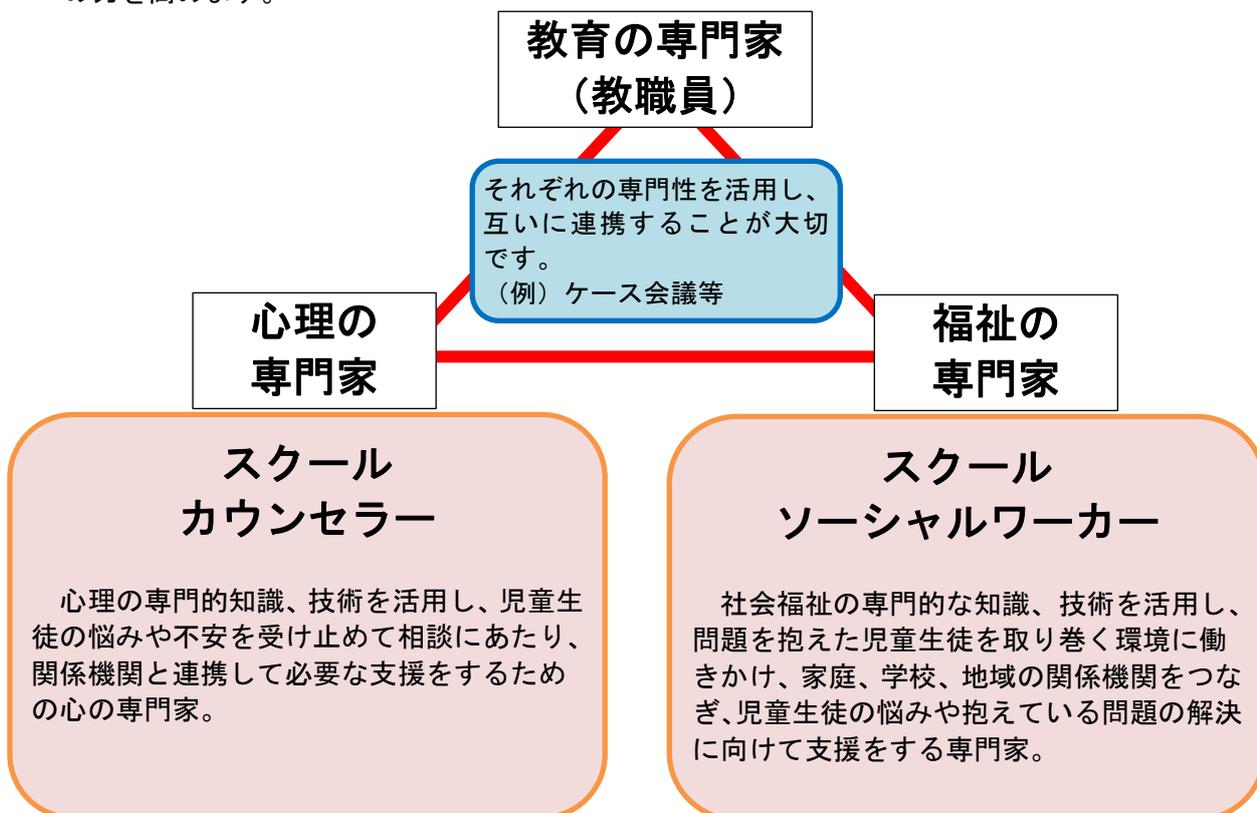
※スクールソーシャルワーカーの支援は、要請を受け、関係者（管理職、生徒指導担当、担任等）から状況を聞き取ることから始まります。

2 スクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）のアプローチの違い

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを観点別に比較すると次のようになります。

種別	問題のとらえ方	援助の焦点	援助の方法
スクールカウンセラー（SC）	内面的な成長や気づきが問題解決の鍵	個人の内面（心理）	カウンセリングを通して問題解決
スクールソーシャルワーカー（SSW）	問題は、子どもを取り巻く環境との相互作用の中に生じている	子どもを取り巻く生活環境全体。子どもと環境の両方	家庭、学校、地域との間で調整。地域の資源、情報の橋渡し

※スクールソーシャルワーカーは、子どもの家庭環境などを改善させることを通して、子どもの自立の力を高めます。



スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携に向けて

スクールカウンセラーは学校において児童生徒の心のケアを、スクールソーシャルワーカーは関係機関との連携や家庭訪問等による保護者への支援を主な活動としています。そのため、それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがあります。支援が必要となる個々の児童生徒に、的確な対応を行うには、それぞれの活動領域以外の情報を共有することが必要となります。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが情報を共有し、連携した対応を円滑に行うためには、学校が両者からの児童生徒にかかわる様々な情報を整理統合し、それぞれの専門性に応じた活動がなされるようプランニングし、支援の対象となる児童生徒及び保護者の実態や変容を把握するよう努める必要があります。

第3章 ケース会議とは

1 子どもを支援するための会議「ケース会議」

課題を抱えた児童生徒に対応し、早期解決を目指すには、学級担任が一人で抱え込み、大変な思いをするのではなく、チームを組んで対応することが大切です。

ケース会議を「子どもを支援するための会議」と位置づけ、チームとして課題にかかわり、役割を分担して児童生徒を支援していく場として活用することが望まれます。

2 ケース会議のメリット

- ① 課題を抱えていたり、その兆しが見られたりする児童生徒や保護者に対して、複数の教職員や関係機関が多方面からの支援を行うことができます。
- ② 教職員がそれぞれ持っている児童生徒や保護者にかかわる断片的な情報であっても、集約することで、様々なシグナルや課題解決の糸口の発見が可能となり、具体的な対応について多角的に協議することができます。
- ③ 課題解決のための短期・長期の目標と、かかわる教職員の役割を協議することで、教職員お互いの取組への相互理解が深まり、「チーム」としての意識が芽生え、支え合う関係ができます。
- ④ ケース会議を複数回開催することにより、取組による効果の検証や目標の見直し、新たな課題へのチーム構成員の変更など、状況の変化に応じた柔軟な対応が可能となります。

3 ケース会議のパターン

スクールソーシャルワーカーは、ケース会議において、福祉の視点で児童生徒にかかわる背景や状況を視野に入れてアセスメントを行います。その上で協働して対応したり、必要に応じて関係機関と調整・連携を進めたりしながら、児童生徒を取り巻く環境の改善を図っていきます。

その手法を使って、家庭への支援を含め、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る必要がある長期欠席児童生徒、もしくは長期欠席につながるおそれのある児童生徒、その他の課題を抱えた児童生徒についてケース会議を行っていきましょう。

A：準備段階の会議

問題行動が発生したり、不登校等の予兆が現れたりしたら、迅速な情報共有と早期のチーム支援が必要です。

まずは、【準備段階の会議】を開催し、迅速・早期に対応することが肝要です。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを交えて実施すると効果的です。

【準備段階の会議】は、学級担任、学年主任、教育相談担当、生徒指導主任・主事、特別支援教育主任、養護教諭、管理職等が集まり、短時間（約30分を目途に）で開催します。

主に次のことを共有・確認し、【B：校内ケース会議】で、十分なアセスメントやプランニングができるように、誰がどの情報を集約するのかなどを役割分担します。

- ・ 家族構成、家族の職業や経済状況、兄弟関係、成育歴など
- ・ 児童生徒の学校での状況、学力や知能検査等の状況、友人関係など
- ・ 前学年、入学前の状況など
- ・ 【B：校内ケース会議】の参加メンバーを決める（この児童生徒に現在、今までにもかかわったことのある教職員等）
- ・ 【B：校内ケース会議】の日程調整

B：校内ケース会議

☆課題を抱える児童生徒について相互理解を深め、学校でのチーム対応について検討する場合

気になる児童生徒、配慮を要すると思われる児童生徒が学級にいる場合、まずは、学年部に加え、前学年の担任や、特別支援教育主任等を交えてケース会議を開いてみましょう。情報交換の視点を少し変えて、ケース会議の手法で情報交換することで、課題解決の糸口が見え、具体的な対応が可能となります。

しかし、行き詰ったケースでは、時間の経過とともに対応がマンネリ化し、教職員の徒労感につながってしまう場合があります。そのような時に、スクールソーシャルワーカーがケース会議に参加すると、違った視点を新たに加えてケースを見直すことができ、別の角度からの対応も可能となります。

また、長期欠席及び不登校への未然防止の観点から、課題を抱えた児童生徒に対する教職員相互の理解を深めたり、教職員それぞれが持つ情報を整理したりすることができます。その情報をもとに、アセスメント、プランニングを行います。

C：拡大ケース会議

☆兄弟関係が、小中学校または高等学校にまたがっていたり、中学（高校）進学に向けた対応を検討したりする場合

兄弟姉妹が小・中学校等にまたがって在学し、どちらかが（もしくは両方が）課題を持つ場合、学校間で連携し情報交換することで、かなりの情報が得られ、ケースの理解が深まります。

そこで、スクールソーシャルワーカーのコーディネートのもとで得られた多くの情報を整理し、それをもとに豊富な支援プランを考えていくことができます。それとともに、協働することで、学校間の連携を深めることができます。

☆地域の子ども支援者や福祉、行政の専門家が参加して対応を検討する場合

学校だけでは状況の変化や改善が期待できないケースや、他機関との情報交換の必要な場合、社会的資源を使って環境を改善することが必要なケースでは、スクールソーシャルワーカーをコーディネーターとして関係機関や支援者が情報交換を行い、新たな視点でケースを理解し、対応を考えていくことができます。

D：要保護児童対策地域協議会

児童福祉法の規定に基づいて、要保護・要支援児童やその保護者を支援することを目的に、子どもにかかわる関係機関・団体が構成する「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。児童虐待を始めとして、保護や特別の支援が必要な児童生徒と判断される場合は、学校も構成機関となっているこの協議会でケース会議を行い、必要な役割を担うこととなります。

協議会の支援対象者

- ① 要保護児童等…保護者のない児童または保護者に監護されることが不適當（被虐待や非行等の子ども）と認められる児童生徒及びその保護者
- ② 要支援児童等…養育支援が特に必要な児童生徒及びその保護者
- ③ 支援が必要な妊婦

4 ケース会議とコーディネーター

- ・ケース会議の窓口となる担当が決まっていれば、会議がスムーズに開催できます。
- ・当該児童生徒にかかわっている教職員はもとより、兄弟姉妹関係も含めて考える必要がある場合や、関係機関とつながっている場合は、必要に応じてそれら関係者の参加があれば、多方面の支援が行えます。
- ・忙しい中での会議です。時間配分をあらかじめ決めて、短期間（1時間以内をめどに）で会議が終了できるように効率よく運営することが大切です。
- ・会議にかける児童生徒に係る資料を作成します。（できれば参加者に事前配布します。）

学級担任の役割

課題を抱える児童生徒の状況の中で、「誰が何に困っているのか」「検討したいことは何か」をはっきりさせてケース会議に臨みましょう。そして会議の始めに参加者に明示しましょう。

コーディネーターの役割

教育相談担当、不登校対応担当、生徒指導担当、スクールソーシャルワーカー担当などの中から、各学校の実情に応じて、ケース会議の日程を調整し、参加者を招集するコーディネーターを決めておく必要があります。コーディネーターは、ケース会議の開催にあたり、次のことを心掛けるとよいでしょう。

- ① 定例のケース会議を行事計画に組み入れておきます。
- ② ケース会議の招集
コアとなる教職員（管理職、教育相談担当、生徒指導主任・主事、養護教諭など常時会議に参加する教職員）と、課題に応じて必要な参加者を決定します。また、スクールソーシャルワーカーなど外部人材との窓口役となります。
- ③ 初回のケース会議
「アセスメントシート」に従い、アセスメントからプランニングまでを検討していきます。時間は長くても1時間以内を目標とします。
- ④ 2回目のケース会議
同じく「アセスメントシート」の具体的な取組の状況について確認していきます。時間は初回より短く45分程度を目標とします。
- ⑤ 次回ケース会議の予定を決めます。ケースの内容により、期間の長短はありますが、多忙な中での会議ですので、全員が集まることができる日を事前に把握しておく必要があります。

ケース会議のポイント

- ① 守秘義務確認
・会議の冒頭で、共有された情報・話し合ったことは絶対口外しないことを確認します。
- ② 情報共有
・児童生徒本人にかかわることや、学級・保護者・家庭など、児童生徒を取り巻く環境について、担任の他、かかわりのある教職員と情報を共有します。人の情報を聞いていて、思い出したこともどんどん発言します。
・参加者の情報をもとに、大きなエコマップ（ホワイトボードまたは模造紙に作成）を記入していきます。
- ③ エコマップを使うメリット
・子どもの課題は、周りの環境との相互作用の中で生じてきます。そのため、子ども自身だけではなく、環境を含めたアセスメント（見立て）が必要となってきます。
・エコマップに記入することで、環境と調整が必要な部分を視覚的に把握することができます。また、記録としてもわかりやすく、写真に撮ることで保存もできます。

- ・ケース会議でエコマップを活用すると、児童生徒や保護者とのかかわりを整理することができ、分担して援助する「チーム支援」体制づくりがしやすくなります。

エコマップ（例）

〈家族図〉

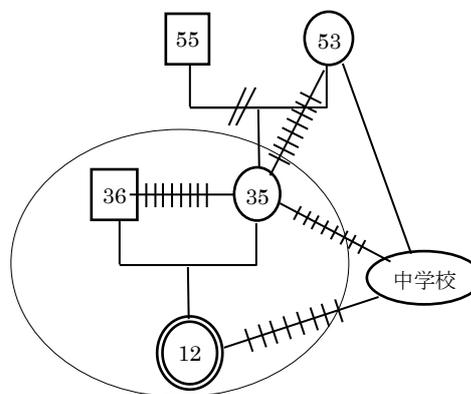
- 男性 □
- 女性 ○
- 対象男児 □
- 対象女児 ◎

※中に年齢を入れる

※一緒に暮らしている人を囲む

〈関係性のライン〉

- | | | | |
|----|-------|----|----|
| 良好 | ——— | 離婚 | ≡≡ |
| 普通 | ——— | 別居 | ≡ |
| 希薄 | | | |
| 葛藤 | | | |



④ アセスメント（見立て）

- ・エコマップを見ながら、コーディネーターが「○○はどうですか？」と質問していきます。また、参加者がお互いに尋ねあっていきます。
- ・疑問に思ったことは、どんどん質問することが大切です。質問に答えたり、答えている人の話を聞いたりしているうちに、児童生徒の現状がはっきりと認識できます。エコマップにより視覚的にも残り、どこへアプローチできるかが共通認識できます。
- ・このように、児童生徒が抱える課題の背景や原因は何か、課題解決に向けてどこに注目していけばいいのかを明らかにしていくことを、アセスメント（見立て）と呼んでいます。

⑤ リソース（課題だけでなく元気の出る情報）に注目

- ・リソース＝資源。この場合、「・・・できる」など、当該児童生徒が前向きに活動している現状や、再びいきいきできる源になるかわりの持てる「人・機関」などに注目していくことが大切です。

内的リソース（資源）

- ・能力、興味、関心など、その児童生徒の得意な分野や力のある部分。

外的リソース（資源）

- ・学校のリソース…教職員、クラスメイト、クラブ、スクールカウンセラーなど
- ・家庭・地域のリソース…保護者、兄弟姉妹、友人、地域の人など
- ・関係機関のリソース…児童相談所、福祉担当課、教育委員会、教育支援センター、民生児童委員など

⑥ プランニング（支援計画）

背景・課題やリソースが見えてくると、自然に参加者から「〇〇はどうなっているかな?」「〇〇に頼んでみては?」「〇〇もやってみようか」「児童には、こんな声かけをしよう」という声が聞こえてきます。

児童生徒の抱える課題の背景や原因の見立てに基づいて、具体的にどのようなかかわりを行うかを決めていきます。

まず、課題解決に向けて短期的に実現可能な目標を設定します。そして、その目標に向かって児童生徒の「リソース」を活用しながら、教職員が役割分担をして支援していきます。

この目標設定・役割分担・取組内容が整理され、見通しを持って児童生徒にかかわることができるようになることが大切です。見通しが持てることで、教職員それぞれが同じ目標に向かって、役割分担して取り組めるようになります。

このことがお互いの努力や悩みを理解し合い、一人で抱え込むのではなくパートナーシップのもとで協働して問題に取り組もうとする教職員の意識や雰囲気を作っていくことにつながります。

⑦ 次回に向けて

支援計画を実行した後、児童生徒の様子が変わったのかを確認し、さらに次の段階の支援計画を立てるためにも、第2回目のケース会議が必要となります。アセスメントシートをまとめ、管理するのもコーディネーターの役割です。

第4章 ケース会議の進め方

1 ケース会議の実践

校内で予め、ケース会議をコーディネートする教員を決めておき、下記の予兆等が見えたら、迅速な情報共有と早期のチーム支援を行います。

まずは、【準備段階の会議】を開催し、迅速・早期に対応することが肝要です。必要に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを交えて実施すると効果的です。

【準備段階の会議】は、学級担任、学年主任、教育相談担当、生徒指導主任・主事、特別支援教育主任、養護教諭、管理職等が集まり、短時間で以下のことを共有・確認します。

【実施の目安】

- ・問題行動が発生
- ・不登校の予兆（当月3日以上欠席、3回以上遅刻、年間10日以上欠席）
- ・アンケートQUの結果、「要支援群」あるいは「不満足群」と判定された等

【準備段階の会議】（30分）

- 事実の確認
- 何に困っているか、検討したいことは何かを明確にする。
- ケース会議で十分なアセスメントができるように、次の点について、誰がどの情報を集約するのか役割分担します。
 - ・家族構成、家族の職業や経済状況、兄弟姉妹関係、成育歴など
 - ・児童生徒の学校での状況、学力や知能検査等の状況、友人関係など
 - ・前学年、入学前の状況など
- ケース会議のメンバーを決める。
 - ・この児童生徒に現在、今までにもかかわったことのある教職員
- ケース会議の日程調整と招集。
- 記録や進行係を決める。

【ケース会議（初回）】（60分）

	コーディネーター進行表	60分
ア セ ス メ ン ト	①以下の点をケース会議の開催にあたって参加者に伝える。 ・守秘義務の確認。 ・事例担当者への批判的発言は控える。 ・渦中である担任や学年には見えにくい、違った視点が参考になること。 ・参加者が積極的にアイデアや質問を出すこと。 ・かかっている先生のよいと思う点をより積極的に発言すること（エンパワーされること）。 ・誰かが決定してそれを受けるのではなく、みんなで作るものであること（合意形成により進行すること）。	2分
	②事例担当者から、何に困っていて、何を検討して欲しいのかを出してもらう。	1分
	③情報集約担当者から、どのような児童生徒であるか、アセスメント（初回）やエコマップ（初回）に従い、簡単に説明してもらう。 併せて、模造紙に記入したエコマップに、提供された情報のキーワードを記入する。 予め、記入担当者を決めておく。 ・家族構成、本人の状況、家庭の状況（経済、職業、子どもへの対応など） ・学校生活、友人関係、基本的生活習慣、発育・発達、学力、知能検査等	10分
	④この児童生徒にかかわる関係者から、本人とどのようなかかわりがあるのか、どのような状態なのかを出してもらう。 ※できるだけ質問で膨らました方が共有できる。	10分
	⑤以上の事実に関して疑問点や質問がないか、参加者に尋ねる。	10分
	⑥上記③④⑤を出してもらいながら、コーディネーターは違った視点の意見、ポジティブな意見をピックアップして強調する。そこに他のメンバーに気づいたことがないか聞く。 ・どこに注目したらよいのか？ ・何が課題なのか？ ・不足情報は何なのか？ を明確にしていく。 ※児童虐待の視点・発達上の課題の視点を落とさず、意見交換する。 ※家庭や本人自身の強み、関係性の強みを見出す。	5分
	⑦以上を集約して、現状の家族アセスメント「どんな家族なのだろう？」に、意見をもらいながらまとめる。	5分
プ ラ ン ニ ン グ	⑧何を目標にしていけばいいのかを明らかにする。長期的な目標と短期目標を設定する。 ※実行可能な目標とすること。	5分
	⑨このアセスメントと目標から、誰が何をするのか？具体的なことを明確に決める。（5W1Hを明確にする） （例） ・子どもへの寄り添い方 ・学習指導の方法 ・生活指導の方法 ・保護者との連絡方法 ・保護者の支援 ・学校内の情報共有と連携 ※今回、積極的に取り組む内容の確認 ※今はやめておこうというかわりの確認	10分
	⑩最後に、この目標と具体的な取組を徹底すること（2か月は続けた方がいいが、少なくとも次回の会議まで）を伝える。	2分

	<p>次回は、この課題に対する取組報告から行うことを予告しておく。 次回の会議の日程と参加メンバーを決める。</p>	
終了後	<p>⑪（可能であれば）会議終了後、すぐに参加者に会議で決定した目標と役割分担が明確に書かれたアセスメントシートを配布する。 ※配布が無理なら、各自で目標と分担を記入してもらう。</p> <p>〈会議終了後、次回まで〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直後、事例提供者には癒しの言葉がけを行う。 ・関係者には顔を見るごとに、この事例を話題にする。絶えず癒しや勇気づけの言葉かけを行う。⇒オープンになる、みんなのものになる。担任一人で抱え込まない。 ・会議だけ行っていてもうまくいかない。日頃のバックアップが重要。 ・事例を出された先生の気持ちが楽になること。見通しが見えることが重要ポイント。 	

【ケース会議の見立て（アセスメント）】

ケース会議の「見立て（アセスメント）」では、発達段階の特徴だけではなく、「発達障がい」と「児童虐待」に関する知識は不可欠です。子どもの示す行動が、発達上の特徴と被虐待児の示す後遺症と類似している場合が多いため、背景を見極めるためには、正しい知識が必要となります。また、それらを見立てた場合の「手立て」も、それぞれに関する知識によって講じられます。

【ケース会議（継続）】（45分）

コーディネーター進行表	45分
①コーディネーターの確認、記録者の確認、自己紹介	2分
②留意点の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 守秘義務の確認 ・ 積極的なアイデア、意見、情報の提供を勧奨 ・ 肯定的評価 ・ 批判的な発言への注意 ・ 合意形成による進行をすることの確認 	3分
③状況や取組の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる状況 ・ 改善された状況 ・ 前回の目標確認 	5分
④・プランに対して分担者が何を行って、その児童生徒や家族の様子はどうか？効果はあったか？を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を行いながら、役割分担で関わったメンバーをねぎらう。 ・ 違った視点の発言に対して強調する。ワンポイントをはさむ。 	15分
⑤見直し点や情報不足について確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな課題が出てきたら、そのことも話し合う。 	7分
⑥プランと役割分担を確認し、決定する（課題継続の場合もある）。	10分
⑦・次回の会議の日程と参加メンバーを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・次回はこの課題に対する取組の報告から行うことを予告しておく。 	3分
<p>（可能であれば）会議終了後、すぐに参加者に会議で決定した目標と役割分担が明確に書かれたアセスメントシートを配布する。 ※配布が無理なら、各自で目標と分担を記入してもらう。</p>	

【定期的に行うことで効果が上がる】

「初回のケース会議」では、情報不足の場合が多く、疑問点や不足する情報をするのが少なくありません。情報をさらに持ち寄る「継続ケース会議」では、より深いアセスメントが可能になります。プランニングでは、「起こっている事象への対応」「背景にある課題への対応」をスモールステップで、できることから計画的に行っていくことが効果的です。アセスメント、プランニング後は、役割を実行しながら経過を観察します（モニタリング）。状況の変化に着目しながら、新たな情報を加えて再アセスメント、再プランニングを行います。

第5章 スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために

1 効果的な支援体制（例として）

教育委員会での支援体制（例として）

スクールソーシャルワーカーが学校、関係機関とネットワークを築くためには、校長や教職員、関係機関の実務者にスクールソーシャルワーカーの役割を周知する必要があります。そのためには、市町村教育委員会での取組が求められます。

- ① 学校・地域の実態や社会資源の状況を把握・分析し、事業計画を立てる。
- ② 市町村教育委員会がスクールソーシャルワーカーの役割を理解し、いつでも活用できる体制を整えておく。
- ③ 中学校区でスクールソーシャルワーカーが活動する地域を設定する。
- ④ 中学校区での小・中学校連携を主導的に進める。
- ⑤ 学校に対しては、スクールソーシャルワーカーとのパイプ役となる担当者（教頭等）を校務分掌に位置づけるなど、スクールソーシャルワーカーが受け入れられる体制を整えるよう指導・支援する。
- ⑥ 関係機関に対しては、スクールソーシャルワーカーが調整するケース会議への参加、協力を依頼していく。
- ⑦ スクールソーシャルワーカーの広報活動を行い、保護者、地域の理解を図っていく。
- ⑧ スクールソーシャルワーカーの活動支援として、定期的に教育委員会内に運営会議を設置し、取組の成果や課題を協議していく。
- ⑨ 事業の実践評価を行い、事業の定着・拡充につなげる。

学校での支援体制（例として）

スクールソーシャルワーカーを受け入れる学校によっては、子どもの抱える問題をすべてスクールソーシャルワーカーに委ねてしまう事例や、学校内の教職員間の協働が不十分で、ケース会議が開催されないという事例等が指摘されています。本来、子どもの抱える問題は早期に発見し、教職員間の協働で取り組まれるものです。しかし、多くの機関によるネットワーク支援を要する問題に対しては、スクールソーシャルワーカーの活用が有効な手段となります。その場合、学校内においては、スクールソーシャルワーカーを活用したケース会議を通して教職員間が互いに協働し、対応していく学校の指導体制が不可欠です。

【環境整備】

- ① スクールソーシャルワーカーの窓口となる担当者を決める。
- ② 全教職員にスクールソーシャルワーカーを紹介し、勤務日時、職務内容等について共通理解を図る。
- ③ スクールソーシャルワーカーを生徒指導・教育相談等に関する校内組織に明確に位置付ける。
- ④ 児童生徒や保護者にスクールソーシャルワーカーの存在や役割を広く周知する。等

【機能的運用】

- ① 校長は、スクールソーシャルワーカーとの最初の打ち合わせで、学校方針、課題、体制等について説明し、目的等の共通理解を図り、スクールソーシャルワーカーの有効活用に努める。
- ② スクールソーシャルワーカーは学校のサポート的役割を担うものであり、あくまで人的資源（支援）の一人として考える。
- ③ スクールソーシャルワーカーが参画したケース会議を開催し、アセスメントとプランニングに基づいた支援を行う。
- ④ ケース会議では、アセスメントシートや個別の支援計画シートを活用し、協議・決定した支援については可能な限り実施する。等
- ⑤ スクールソーシャルワーカーの助言を得ながら、関係機関との連携を図る。

2 連携できる「社会資源」

子どもの抱えている問題は複雑多岐にわたることから子どもの内面や行動を理解するためには、複数の専門的視点が必要であり、学校だけで対応することが困難なケースでは、学校と関係機関をつなぐ、コーディネーターとしての役割を果たします。

関係機関		主な活動内容
福祉	児童相談所	養護相談、保健相談、身体障がい相談、非行相談、育成相談
	福祉事務所	生活保護の申請、児童虐待の通告の受理、障がい者福祉に関する相談
	民生委員・児童委員	児童等の生活・環境の状況把握、児童の福祉の増進
保健	保健所	児童の健康相談、保健指導、薬物乱用の相談
	精神保健福祉センター	精神保健に関する相談・指導・支援
自治体	市町村	要保護児童及び児童虐待の通告の受理、家庭からの相談
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護
警察	警察署	少年非行や犯罪被害の相談、非行少年の検挙・補導、虐待者の検挙
	少年サポートセンター	少年非行の相談活動、犯罪被害少年への助言・支援
更生保護	保護観察所	保護観察となった少年に対する指導監督
	保護司	保護観察官との協働による保護観察となった少年に対する指導監督
	少年鑑別所	鑑別、観護処遇、非行及び犯罪の防止に関する援助
司法	家庭裁判所	送致・通告された非行少年の調査・審判
医療	各医療機関	心身の疾病に関する相談・診断・予防・治療

Q なぜ「連携」が必要か？

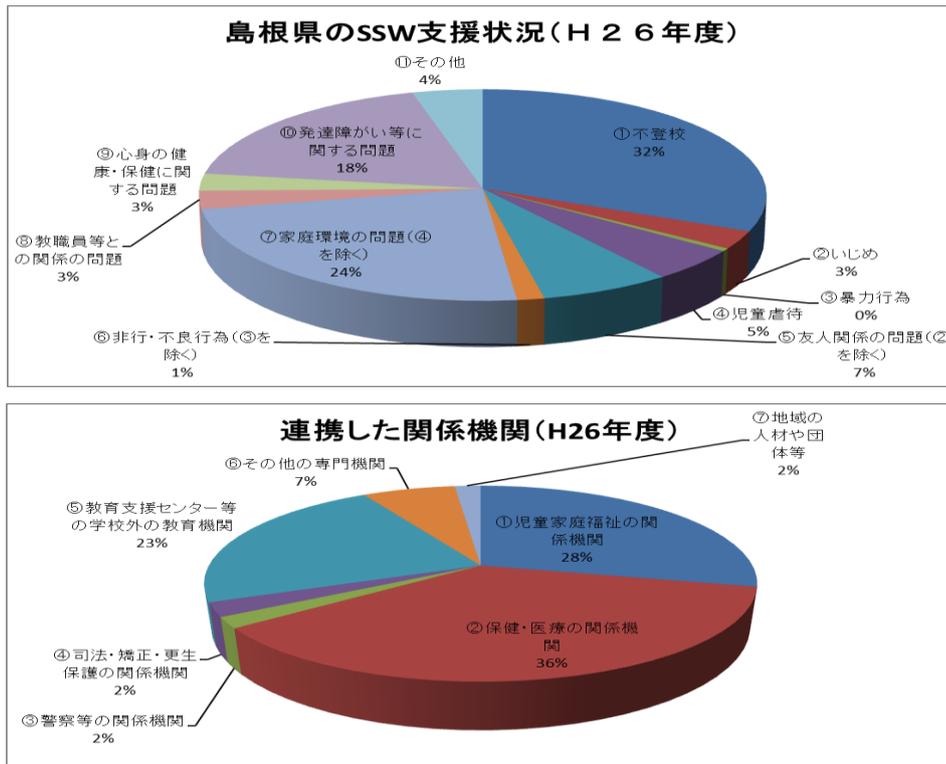
地域には、子どもや家庭の問題に対して支援やサービスを提供できる、多様な社会資源が存在します。これらの社会資源と連携することで、子どもや家庭が抱える問題を解決する糸口を見出すことが可能です。

「連携」でのスクール ソーシャルワーカーの役割

- 学校や家庭への社会資源等の情報提供
- 支援やサービスの提供の調整
- 各機関とのコミュニケーション

学校は教育の視点で子どもをとらえますが、福祉や医療、心理では、それぞれの専門分野の視点を持っています。お互いの持つ視点を理解し合い、多面的に子どもや家庭のことをみることが大切です。

第6章 スクールソーシャルワーカーの支援状況



参考・引用文献

- 文部科学省『スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項』
- 文部科学省『生徒指導提要』（平成22年3月）
- 文部科学省『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』（平成20年12月）
- 東京都教育委員会『スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携による健全育成の推進』（平成26年3月）
- 三重県教育委員会『スクールソーシャルワーカーを活用したことがありますか？』
- 滋賀県教育委員会『スクールソーシャルワーカー活用リーフレット』
- 和歌山県教育委員会『スクールソーシャルワークの視点を取り入れよう！』
- 鳥取県伯耆町教育委員会『自立の力を育む児童生徒支援のために』（平成24年3月）
- 福岡県教育委員会『スクールソーシャルワーカーの活用についてQ&A』（平成20年3月）
- 山野則子『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク』明石書店（2015.2.20）
- 鈴木康裕・佐々木千里・高良麻子『子どもが笑顔になるスクールソーシャルワーク』かもがわ出版（2014.9.30）